電子部品	受動部品	抵抗器	固定コンデンサ	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十五）	二部	十月日	経済産業局長	十月日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
			トランス	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十六）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
			インダクタ（コイルを含む。）	従事者五十名以上百名未満のもの									
		機能部品	スイッチ（通信・電子装置用に限る。）	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十六）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
			コネクタ	従事者五十名以上百名未満のもの									
			リレー（有線通信機器用に限る。）	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十六）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
		磁気テープ		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十五）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
		光ディスク		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十六）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
		スイッチング電源		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十六）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
		メモリ部品		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十五）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
		音響部品		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十五）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
		電子回路実装基板		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十五）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
		基板		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十五）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
	接続部品			従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十五）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
				従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十五）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
電子管、半導体素子、集積回路、液晶素子及び太陽電池モジュール	電子管			従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十六）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
	半導体素子			従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十六）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
	集積回路			従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十七）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
	液晶素子			従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十七）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
	太陽電池モジュール			従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十六）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	翌月十五日				
				従事者五十名以上百名未満のもの									
				経済産業大臣の指定するもの									
電子計算機及び情報端末	電子計算機本体		はん（汎）用コンピュータ（メインフレーム）	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十七）	二部	翌月日	都道府県知事	翌月十五日				
				従事者五十名以上百名未満のもの									
			ミッドレンジコンピュータ	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十七）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
			パーソナルコンピュータ	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十八）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
				従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十八）	二部	翌月日	都道府県知事	翌月十五日				
				従事者五十名以上百名未満のもの									
				従事者百名以上のもの	機械器具月報（その三十九）	二部	翌月日	経済産業局長	翌月十五日	翌月十五日			
				従事者五十名以上百名未満のもの									
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その三十九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣					
電気計測器及び電子応用装置	電気計測器		工業用計測制御機器										
			ガス警報器										
			X線装置										
			放射性物質応用機器										
			放射線測定器										
			超音波応用装置										
			その他の電子応用装置										
電池	乾電池	酸化銀電池											
		アルカリマンガン乾電池											
		リチウム電池											
	蓄電池	鉛蓄電池											
		アルカリ蓄電池											
		リチウムイオン蓄電池											